

令和8年度・令和9年度 保険料率新旧比較表

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額

均等割額 …… 被保険者の方全員に等しく納めていただく金額

所得割額 …… 被保険者の方の所得に応じて納めていただく金額

(所得割額の算定方法 : 前年の所得 × 所得割率)

新保険料率と現行の保険料率の比較

	令和6・7年度	令和8・9年度 (※子ども分は令和8年度の額)
均等割額	年間 45,260円	医療分(※1) 年間 55,996円 子ども分(※2) 年間 1,350円
所得割率	9.02%	医療分(※1) 9.73% 子ども分(※2) 0.25%

※1 従来の医療保険負担分を示します。

※2 国が令和8年度から施行する、子育て施策の拡充に充てることで子どもや子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金制度」に係る負担分を示します。子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されることとなります。

均等割額の軽減措置の比較

均等割額については、被保険者の所属する世帯の所得等の状況により軽減措置があります。

世帯主及び被保険者の総所得金額が 以下の基準を超えない世帯	軽減 割合	均等割額(年額)	
		令和6・7年度	令和8・9年度 (※子ども分は令和8年度の額)
基礎控除額(43万円) +(給与・年金所得者等(※1)の数-1)×10万円	7割 (※4)	13,578円	医療分:15,678円 子ども分:405円
基礎控除額(43万円) +(給与・年金所得者等の数-1)×10万円 + ※2 の額	5割	22,630円	医療分:27,998円 子ども分:675円
基礎控除額(43万円) +(給与・年金所得者等の数-1)×10万円 + ※3 の額	2割	36,208円	医療分:44,796円 子ども分:1,080円
後期高齢者医療制度に加入する前日まで 被用者保険の被扶養者であった被保険者 (後期高齢者医療制度加入後2年間に限る)	5割	22,630円	医療分:27,998円 子ども分:675円

※1 「給与・年金所得者等」とは、世帯の被保険者及び世帯主の方で、次のいずれかを満たす方を言います。

- 55万円を超える給与所得がある方
- 65歳以上の方で、125万円を超える年金所得がある方
- 65歳未満の方で、60万円を超える年金所得がある方

※2 令和8・9年度は31万円

※3 令和8・9年度は57万円

※4 令和8・9年度は特例として、医療分の7割軽減を7.2割軽減とします。

軽減判定は各年の4月1日（4月2日以降に加入した場合は加入した日）の世帯の状況で判定を行います。

賦課限度額の比較

以上の方法で年間の保険料額を決定しますが、保険料額は賦課限度額を超えることができません。

	令和6・7年度	令和8・9年度
賦課限度額(医療分)	80万円	85万円
賦課限度額(子ども分)		2万1000円